

平成 21 年 6 月 26 日
企業会計基準委員会

改正企業会計基準第 12 号
「四半期財務諸表に関する会計基準」の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会では、平成 21 年 4 月に継続企業の前提に関する注記について財務諸表等規則等が改正されたことを踏まえ、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（最終改正平成 21 年 3 月 27 日）について所要の改正を行うための審議を重ねてまいりました。

今般、平成 21 年 6 月 19 日の第 179 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準（以下「改正会計基準」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

改正会計基準につきましては、平成 21 年 5 月 26 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

改正会計基準の概要

以下の概要は、これまでの取扱いと異なる定めをした主な箇所について改正会計基準の内容を要約したものです。

■ 継続企業の前提に関する注記（改正会計基準第 19 項(14)及び第 25 項(12)）

四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、四半期財務諸表にその旨及びその内容等を注記しなければならない。

ただし、四半期会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。

■ 適用時期（改正会計基準第 28-7 項）

改正会計基準第 19 項(14)及び第 25 項(12)は、平成 21 年 6 月 30 日以後終了する四半期会計期間から適用する。

以 上